

## 令和2年度 法規制事項(登録・順守評価)一覧表

【令和2年7月31日 作成】

番号	法規制名称	法規制内容	基準値等		課所名		順守評価
			項目	基準値等			
1	騒音規制法	第6条 特定施設の設置の届出	特定施設の設置時の届出	送風機 原動機の定格出力が7.5kw以上	管財課	管財課	
					図書館	図書館	
2	愛媛県公害防止条例	第28条 粉じん発生施設の設置の届出	粉じん発生施設設置時の届出	愛媛県知事への届出	農林水産課	別子木材センター	
					衛生センター	衛生センター	
					清掃センター	清掃センター	
3	電気事業法	第39条 事業用電気工作物の維持	事業用電気工作物の維持	経済産業省令で定める技術基準に適合	介護福祉課	慈光園	
					学校教育課	学校教育課	
					川東分署	川東分署	
					男女共同参画課	女性総合センター	
3	電気事業法	第42条 保安規定の制定、届出、順守	保安規定	経済産業大臣の保安規定変更命令	介護福祉課	慈光園	
					学校教育課	学校教育課	
					管財課	管財課	
					男女共同参画課	女性総合センター	
3	電気事業法	第43条 主任技術者の選任、届出	主任技術者	経済産業大臣への届出	スポーツ振興課	山根プール	
						山根公園テニスコート	
						山根体育館	
						市営野球場	
3	電気事業法	第43条 主任技術者の選任、届出	主任技術者	経済産業大臣への届出		市民体育館	
						文化振興会館	
					運輸観光課	マイントピア別子	
					学校給食課	学校給食センター	
3	電気事業法	第43条 主任技術者の選任、届出	主任技術者	経済産業大臣への届出	管財課	管財課	
					清掃センター	清掃センター	
					男女共同参画課	女性総合センター	
					美術館	あかがねミュージアム	
3	電気事業法	第43条 主任技術者の選任、届出	主任技術者	経済産業大臣への届出	文化振興課	文化センター	
					保健センター	保健センター	

## 令和2年度 法規制事項(登録・順守評価)一覧表

【令和2年7月31日 作成】

番号	法規制名称	法規制内容	基準値等		課所名		順守評価	
			項目	基準値等				
4	廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第3条 事業者の責務	廃棄物排出の事業者の責務	事業者の廃棄物処理の責任の明確化	運輸観光課	渡海船		
					介護福祉課	上部高齢者福祉センター		
						川西高齢者福祉センター		
						川東高齢者福祉センター		
					学校教育課	学校教育課		
					社会教育課	公民館		
					水源管理課	水源管理課		
					幼稚園	王子幼稚園		
						神郷幼稚園		
			第8条の3 一般廃棄物処理施設の維持管理等	一般廃棄物処理施設の維持管理	維持管理技術上の基準及び維持管理に関する計画に従い、一般廃棄物の維持管理をしなければならない。	最終処分場	最終処分場	
			第8条の4 維持管理に関する事項の記録及び閲覧	記録及び閲覧	省令で定める事項の記録と利害関係者への閲覧			
			第9条の3 設置に係る一般廃棄物処理施設の届出	一般廃棄物処理施設の設置時	知事による設置計画、維持管理計画の改善命令、停止命令	衛生センター	衛生センター	
				最終処分場	最終処分場			
				清掃センター	清掃センター			
	第12条 事業者の処理	①自ら産業廃棄物の運搬、処分を行う場合 ②産業廃棄物の運搬、処分を委託する場合	①産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準の順守 ②運搬、処分は環境省令で定める者へ委託	下水道建設課	下水処理場			
				管財課	管財課			
				社会教育課	公民館			
				水源管理課	水源管理課			
				地域福祉課	障がい者福祉センター			
					総合福祉センター(別子山)			
					総合福祉センター(本館)			
	第12条第9項 産業廃棄物の多量排出事業者	産業廃棄物の多量排出事業者	産業廃棄物処理計画書の提出	下水道建設課	下水処理場			
	第12条の3 管理票の交付、写しの保存、報告書の作成と提出	産業廃棄物管理票	①受諾者への産業廃棄物管理票の交付 ②管理票写しの保存(環境省令で定める期間) ③報告書の作成と知事への提出	運輸観光課	渡海船			
				下水道建設課	下水処理場			
				環境保全課	環境保全課			
				管財課	管財課			
				社会教育課	公民館			
				地域福祉課	障がい者福祉センター			
					総合福祉センター(別子山)			
					総合福祉センター(本館)			
				北消防署	北消防署			
	第15条 産業廃棄物処理施設を設置する場合の許可申請	産業廃棄物処理施設の設置	申請書の提出、知事の許可	下水道建設課	下水処理場			
	第16条 廃棄物の投棄禁止	①投棄の禁止		運輸観光課	渡海船			
	第16条の2 廃棄物の焼却禁止	②焼却の禁止		下水道建設課	下水処理場			

## 令和2年度 法規制事項(登録・順守評価)一覧表

【令和2年7月31日 作成】

番号	法規制名称	法規制内容	基準値等		課所名		順守評価
			項目	基準値等			
					環境保全課	環境保全課	
					管財課	管財課	
					社会教育課	公民館	
					北消防署	北消防署	
		第21条 一般廃棄物処理施設技術管理者の設置	一般廃棄物処理施設技術管理者	維持管理に関する技術上の業務を担当	最終処分場	最終処分場	
5	下水道法	第11条の2 使用の開始等の届出	使用の開始等の届出	公共下水道管理者に届け出	こども保育課	保育園	
					介護福祉課	慈光園	
						上部高齢者福祉センター	
						川西高齢者福祉センター	
						川東高齢者福祉センター	
					学校給食課	学校給食センター	
					学校教育課	学校教育課	
					広瀬歴史記念館	広瀬歴史記念館	
					産業振興課	商業振興センター	
					子育て支援課	児童センター	
						清光寮	
					社会教育課	公民館	
					人権擁護課	瀬戸会館	
					図書館	図書館	
					地域福祉課	障がい者福祉センター	
						総合福祉センター(本館)	
					保健センター	保健センター	
					幼稚園	王子幼稚園	
		第12条の3 特定施設の設置等の届出	特定施設の設置時の届出	国土交通省令で定める事項を公共下水道管理者に届出	学校給食課	学校給食センター	
6	新居浜市下水道条例	第9条 機能損傷防止のための除害施設の設置 (設置が必要な場合)		温度 45℃以上 水素イオン濃度5以下又は9以上 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) 1ℓにつき5mg超過 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) 1ℓにつき30mg超過 沃素消費量 1ℓにつき220mg以上	介護福祉課	慈光園	
					学校給食課	学校給食センター	
					管財課	管財課	
					広瀬歴史記念館	広瀬歴史記念館	
					産業振興課	商業振興センター	
					社会教育課	公民館	
					人権擁護課	瀬戸会館	
					図書館	図書館	
					地域福祉課	障がい者福祉センター	
						総合福祉センター(本館)	
					美術館	あかがねミュージアム	

## 令和2年度 法規制事項(登録・順守評価)一覧表

【令和2年7月31日 作成】

番号	法規制名称	法規制内容	基準値等		課所名		順守評価
			項目	基準値等			
					保健センター	保健センター	
					幼稚園	王子幼稚園	
		第10条 水質適合のための除害施設の設置 (設置が必要な場合)		温度 45℃以上 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1ℓにつき380mg以上 水素イオン濃度 5以下又は9以上 生物化学的酸素要求量 1ℓにつき5日間に600mg以上 浮遊物質量 1ℓにつき600mg以上 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) 1ℓにつき5mg超過 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) 1ℓにつき30mg超過 窒素含有量 1ℓにつき240mg以上 燐含有量 1ℓにつき32mg以上	介護福祉課	慈光園	
					学校給食課	学校給食センター	
					管財課	管財課	
					広瀬歴史記念館	広瀬歴史記念館	
					最終処分場	最終処分場	
					産業振興課	商業振興センター	
					社会教育課	公民館	
					人権擁護課	瀬戸会館	
					図書館	図書館	
					地域福祉課	障がい者福祉センター	
						総合福祉センター(本館)	
					美術館	あかがねミュージアム	
					保健センター	保健センター	
					幼稚園	王子幼稚園	
		第12条 使用開始等の届出 (下水道法第11条の2)	使用開始等の届出	公共下水道を使用開始するときは市長に届出	管財課	管財課	
					最終処分場	最終処分場	
					美術館	あかがねミュージアム	
7	消防法	第8条 防火管理者の設置	防火管理者	消防計画の作成、通報非難訓練の実施、施設・設備の点検整備等防火管理上必要な業務	こども保育課	保育園	
					スポーツ振興課	山根プール	
						山根体育館	
						市営野球場	
						市民体育館	
						多喜浜体育館	
						文化振興会館	
					運輸観光課	ゆらぎの森	
					介護福祉課	慈光園	
						上部高齢者福祉センター	
						川西高齢者福祉センター	
						川東高齢者福祉センター	
					学校教育課	学校教育課	
					環境保全課	斎場	
						瀬戸会館	
					管財課	管財課	
					広瀬歴史記念館	広瀬歴史記念館	
					産業振興課	商業振興センター	
					子育て支援課	児童センター	
						清光寮	
					社会教育課	公民館	

## 令和2年度 法規制事項(登録・順守評価)一覧表

【令和2年7月31日 作成】

番号	法規制名称	法規制内容	基準値等		課所名	順守評価
			項目	基準値等		
					高齢者生きがい創造学園	
					図書館	
					清掃センター	
					男女共同参画課	
					女性総合センター	
					地域福祉課	
					障がい者福祉センター	
					総合福祉センター(別子山)	
					総合福祉センター(本館)	
					東新学園	
					南消防署	
					発達支援課	
					美術館	
					あかがねミュージアム	
					文化振興課	
					文化センター	
					保健センター	
					保健センター	
					幼稚園	
					王子幼稚園	
					神郷幼稚園	
					通信指令課	
					通信指令課	
					南消防署	
					南消防署	
第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備		屋内に設ける蓄電池設備、ボイラー		設備の位置、構造及び管理の基準の順守	通信指令課	
第9条の3 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出		液化石油ガス		消防長へ届出	南消防署	
第9条の4 指定数量未満の危険物等の貯蔵または取扱いの基準		A重油、軽油		政令で定める数量(指定数量)未満の危険物の貯蔵、取扱い基準は条例で定める	学校給食課	
第11条 危険物貯蔵所の設置許可、完成検査		危険物貯蔵所の設置時		市長の設置許可 市長の完成検査	学校給食センター	
					管財課	
					管財課	
					水源管理課	
					水源管理課	
					川東分署	
					川東分署	
					南消防署	
					南消防署	
					北消防署	
					北消防署	
					スポーツ振興課	
					山根プール	
					衛生センター	
					衛生センター	
					環境保全課	
					斎場	
					管財課	
					管財課	
					清掃センター	
					清掃センター	
					文化振興課	
					文化センター	
第14条の3 保安検査 第14条の3の2 危険物貯蔵所の定期検査と記録の作成、保存		屋外地下タンク貯蔵所		定期検査の実施と記録の作成保管	学校給食課	
第17条 消防用設備等の設置、維持		消防用設備等		政令で定める技術上の基準に従って設置、維持	学校給食センター	
					子ども保育課	
					保育園	
					運輸観光課	
					マイントピア別子	
					ゆらぎの森	
					東平記念館	
					介護福祉課	
					慈光園	

## 令和2年度 法規制事項(登録・順守評価)一覧表

【令和2年7月31日 作成】

番号	法規制名称	法規制内容	基準値等		課所名	順守評価	
			項目	基準値等			
					上部高齢者福祉センター		
					川西高齢者福祉センター		
					川東高齢者福祉センター		
					学校給食課	学校給食センター	
					学校教育課	学校教育課	
						高津共同調理場	
					環境保全課	瀬戸会館	
					管財課	管財課	
					広瀬歴史記念館	広瀬歴史記念館	
					産業振興課	商業振興センター	
					子育て支援課	児童センター	
						清光寮	
					社会教育課	公民館	
						高齢者生きがい創造学園	
					図書館	図書館	
					水源管理課	水源管理課	
					地域福祉課	障がい者福祉センター	
						総合福祉センター(別子山)	
						総合福祉センター(本館)	
					東新学園	東新学園	
					発達支援課	発達支援課	
					美術館	あかがねミュージアム	
					保健センター	保健センター	
					幼稚園	王子幼稚園	
						神郷幼稚園	
						産業振興課	商業振興センター
						男女共同参画課	女性総合センター
						定期的な点検、消防長への結果の報告	運輸観光課
		学校教育課	学校教育課				
		管財課	管財課				
		産業振興課	商業振興センター				
		図書館	図書館				
		男女共同参画課	女性総合センター				
		発達支援課	発達支援課				
		美術館	あかがねミュージアム				
8	新居浜市火災予防条例	第4条 ボイラー	ボイラーの構造	維持管理基準の順守、安全装置の保守管理基準の順守	南消防署	南消防署	
		第11条 変電設備	変電設備	屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管	川東分署	川東分署	
					南消防署	南消防署	

## 令和2年度 法規制事項(登録・順守評価)一覧表

【令和2年7月31日 作成】

番号	法規制名称	法規制内容	基準値等		課所名		順守評価
			項目	基準値等			
		第13条 蓄電池設備	屋内に設ける蓄電池設備	蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準の順守	通信指令課	通信指令課	
		第30条 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準 第31条～第31条の8 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準 第46条 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等	指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱い ①重油 2,000ℓ未満 ②軽油 1,000ℓ未満 ③灯油 1,000ℓ未満	指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの基準 ①重油 2,000ℓ未満 ②軽油 1,000ℓ未満 ③灯油 1,000ℓ未満	スポーツ振興課 介護福祉課 環境保全課 管財課 水源管理課 清掃センター 川東分署 南消防署 美術館 北消防署	山根体育館 慈光園 斎場 管財課 水源管理課 清掃センター 川東分署 南消防署 あかがねミュージアム 北消防署	
		第32条 品名又は指定数量を異にする危険物	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱い	川東分署 南消防署 北消防署	川東分署 南消防署 北消防署	
		第43条 防火対象物の使用開始の届出	防火対象物の使用開始の届出火を使用する設備等の設置の届出等	対象設備 ボイラー、変電設備、少量危険物貯蔵設備等	こども保育課 運輸観光課 介護福祉課 管財課 給食センター 子育て支援課 水源管理課 川東分署 地域福祉課 東新学園 南消防署 美術館	保育園 ゆらぎの森 慈光園 上部高齢者福祉センター 川西高齢者福祉センター 川東高齢者福祉センター 管財課 給食センター 児童センター 清光寮 水源管理課 川東分署 障がい者福祉センター 総合福祉センター(別子山) 総合福祉センター(本館) 東新学園 南消防署 あかがねミュージアム	
		第44条 火を使用する設備等の設置の届出	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備	火を使用する設備等の設置の届出	運輸観光課 介護福祉課 学校給食課 管財課 地域福祉課	ゆらぎの森 慈光園 学校給食センター 管財課 障がい者福祉センター 総合福祉センター(別子山)	

## 令和2年度 法規制事項(登録・順守評価)一覧表

【令和2年7月31日 作成】

番号	法規制名称	法規制内容	基準値等		課所名	順守評価
			項目	基準値等		
					総合福祉センター(本館)	
					東新学園	
					南消防署	
		第46条 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等	指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱い ①重油 2,000ℓ未満 ②軽油 1,000ℓ未満 ③灯油 1,000ℓ未満	指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱い ①重油 2,000ℓ未満 ②軽油 1,000ℓ未満 ③灯油 1,000ℓ未満	スポーツ振興課 山根体育館	
					介護福祉課 慈光園	
					水源管理課 水源管理課	
					清掃センター 清掃センター	
					川東分署 川東分署	
					南消防署 南消防署	
					美術館 あかがねミュージアム	
					北消防署 北消防署	
9	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	第5条 指定製品及び特定製品の管理者の責務 第19条 算定漏えい量等の報告等 第41条 特定製品廃棄等実施者の引渡義務 第86条 フロン類の放出の禁止	業務用冷凍空調機器の管理者による冷媒管理の徹底、廃棄の際のフロン類の適正・確実な回収、破壊等  点検等の履歴保存・フロン類算定漏えい量の算定及び報告  第一種特定製品廃棄等実施者のフロン類の引渡義務  フロン類の大気中への放出禁止	フロン類の排出抑制のための必要な措置	こども保育課 保育園	
					スポーツ振興課 山根プール	
					山根公園テニスコート	
					山根体育館	
					市営サッカー場	
					市営野球場	
					市民体育館	
					多喜浜体育館	
					東雲競技場	
					文化振興会館	
					運輸観光課 ゆらぎの森	
					衛生センター 衛生センター	
					下水道建設課 下水処理場	
					下水道建設課 下水道建設課	
					介護福祉課 慈光園	
					上部高齢者福祉センター	
					川西高齢者福祉センター	
					川東高齢者福祉センター	
					学校給食課 学校給食センター	
					学校教育課 学校教育課	
					環境保全課 斎場	
					管財課 管財課	
					企業総務課 企業総務課	
					最終処分場 最終処分場	
					産業振興課 商業振興センター	
					子育て支援課 児童センター	
					清光寮	
					社会教育課 公民館	
					高齢者生きがい創造学園	

## 令和2年度 法規制事項(登録・順守評価)一覧表

【令和2年7月31日 作成】

番号	法規制名称	法規制内容	基準値等		課所名		順守評価
			項目	基準値等			
					人権擁護課	瀬戸会館 大島教育集会所	
					図書館	図書館	
					水源管理課	水源管理課	
					清掃センター	清掃センター	
					川東分署	川東分署	
					男女共同参画課	女性総合センター	
					地域福祉課	総合福祉センター (本館)	
					南消防署	南消防署	
					文化振興課	文化センター	
					別子山支所	別子山支所	
10	浄化槽法	第5条第1項 設置等の届出、勧告及び変更命令 第7条 設置後の水質検査 第10条 浄化槽管理者の義務 第11条 定期検査	設置等の届出、勧告及び変更命令 設置後の水質検査 浄化槽管理者の義務 定期検査	特定行政庁への届出 指定検査機関による設置後の水質検査 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃 毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査	清掃センター	清掃センター	
					こども保育課	保育園	
					スポーツ振興課	山根プール 山根公園テニスコート 山根体育館 市営サッカー場	
					運輸観光課	マイントピア別子 ゆらぎの森 渡海船 東平記念館	
					学校教育課	学校教育課	
					環境保全課	斎場	
					港湾課	港湾課	
					社会教育課	公民館	
					人権擁護課	大島教育集会所	
					地域福祉課	総合福祉センター (別子山)	
					都市計画課	都市計画課	
					農林水産課	市民の森	
					別子山支所	別子山支所	
					幼稚園	神郷幼稚園	
11	労働安全衛生法	第45条 定期自主検査 第65条 作業環境測定	絶縁用防護具	厚生労働省令に基づく定期自主点検	北消防署	北消防署	
			作業環境測定	事務所衛生基準規則	管財課	管財課	
12	高圧ガス保安法	第5条 高圧ガス製造開始の届出	高圧ガス製造開始届出書の提出	経済産業省令(冷凍保安規則)	環境保全課	斎場	
					管財課	管財課	
					地域福祉課	総合福祉センター (本館)	
		第27条の4 冷凍保安責任者の選任	冷凍保安責任者の選任	経済産業省令(冷凍保安規則)	管財課	管財課	
		第35条の2 定期自主点検	圧縮空気充填施設	経済産業省令に基づく定期自主検査、記録作成、保存	北消防署	北消防署	
13	電波法	第39条 主任無線従事者の選任 届出	消防用超短波無線電話機	消防用超短波無線電話機の管理	運輸観光課	渡海船	

## 令和2年度 法規制事項(登録・順守評価)一覧表

【令和2年7月31日 作成】

番号	法規制名称	法規制内容	基準値等		課所名		順守評価
			項目	基準値等			
		エ江無線従事者の監督、届出		主任無線従事者の監督	通信指令課	通信指令課	
14	都市公園法	第2条の3 都市公園の管理	都市公園の管理	地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が行う	都市計画課	都市計画課	
15	PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)	第5条 排出量等の把握、届出	第一種指定化学物質等	第一種指定化学物質の排出量の把握 排出量及び移動量に関する届出	下水道建設課 清掃センター	下水処理場 清掃センター	
16	大気汚染防止法	第6条 ばい煙発生施設設置届 第13条 ばい煙の排出の制限 第16条 ばい煙量等の測定	ばい煙発生施設設置時 ばい煙発生施設 ばい煙量又は濃度の測定、記録、保存	知事への届出 排出基準不適合のばい煙発排出禁止 環境省令	運輸観光課 衛生センター 下水道建設課 学校給食課 清掃センター 文化振興課	マイントピア別子 衛生センター 下水処理場 学校給食センター 清掃センター 文化センター	
		第18条の22、24第1項、30 水銀等の排出の規制等	水銀等の排出の規制等	環境省令で定める水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量	衛生センター 清掃センター	衛生センター 清掃センター	
17	水質汚濁防止法	第5条 特定施設設置届	特定施設設置時	知事への届出	衛生センター 下水道建設課 清掃センター	衛生センター 下水処理場 清掃センター	
		第12条 排出水の排出の制限	排出水	排水基準不適合の排水排出禁止	運輸観光課 衛生センター 下水道建設課	マイントピア別子 衛生センター 下水処理場	
		第13条 改善命令等	改善命令等	排水基準に適合しない排出水を排出した場合の改善命令	運輸観光課	マイントピア別子	
		第14条(14-2.14-4事故時の措置、対応) 排出水の汚染状態の測定等 第18条 緊急時の措置	排出水	排出水の汚染状態の測定、記録、保存 排水水汚濁時の措置命令			
18	水道法	第4条 水質基準の順守	水質基準	供給される水道水の要件	水源管理課	水源管理課	
		第20条 水質検査	水質検査	厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を実施、記録、保存	水源管理課	水源管理課	
		第34条の2 簡易専用水道	簡易専用水道の管理等	定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による検査を実施	運輸観光課 介護福祉課 学校教育課 管財課 図書館 地域福祉課 東新学園 保健センター	マイントピア別子 慈光園 学校教育課 管財課 図書館 総合福祉センター(本館) 東新学園 保健センター	
19	愛媛県水道条例	第8条 水質検査の実施	水質検査	供給される水道水の要件 水質検査記録の保管	運輸観光課	東平記念館	
20	ダイオキシン類対策特別措置法	第4条 事業者の責務	事業者の責務	事業者は事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等をするために必要な措置を講ずる また国等の施策に協力する	農林水産課	別子木材センター	
		第12条 特定施設の設置の届出	特定施設設置時	知事への届出	衛生センター 清掃センター	衛生センター 清掃センター	

## 令和2年度 法規制事項(登録・順守評価)一覧表

【令和2年7月31日 作成】

番号	法規制名称	法規制内容	基準値等		課所名		順守評価
			項目	基準値等			
		第20条 排出の制限	排出の制限	排出基準不適合の排出ガス、排水の排出禁止	農林水産課 衛生センター 最終処分場 清掃センター	別子木材センター 衛生センター 最終処分場 清掃センター	
		第25条 廃棄物の最終処分場の維持管理	最終処分場	環境省令で定める基準に適合	最終処分場	最終処分場	
21	建設資材リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	第10条 対象建設工事の届出等	対象建設工事(解体、新築)の発注時	分別解体、建設資材再資源化の対象となる一定規模以上の工事の知事への届出 基準不適合のときは知事の計画変更命令	水道工務課	水道工務課	
		第11条 国等に関する特例	対象建設工事の届出等の国等の特例	国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知	建築住宅課 都市計画課	建築住宅課 都市計画課	
		第18条 発注者への報告等	発注者への報告等	工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等の報告	水道工務課	水道工務課	
		第20条 命令	受注者への再資源化義務の実施命令	特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことの命令			
22	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の3 液化石油ガス設備工事の届出	液化石油ガス設備工事後	経済産業省令で定める設備工事の知事への届出	学校給食課 学校教育課	学校給食センター 学校教育課	
23	公害健康被害の補償等に関する法律	第52条 汚染負荷量賦課金の納付義務	ばい煙発生施設等設置者	ばい煙発生施設等設置者は毎年度、汚染負荷量賦課金の納付義務を負う	清掃センター	清掃センター	
24	農業取締法	第25条 農業の使用の規制	農業使用時	農林水産省令、環境省令で定める農業についての順守基準(使用時期、方法)	環境保全課	環境保全課	
25	毒物及び劇物取締法	第15条の2 廃棄	毒物、劇物の廃棄時	政令で定める技術上の基準順守	環境保全課	環境保全課	
26	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	第8条 エネルギー管理統括者	エネルギー管理統括者	エネルギー管理統括者の選任	環境保全課	環境保全課	
		第9条 エネルギー管理企画推進者	エネルギー管理企画推進者	エネルギー管理企画推進者の選任			
		第15条 中長期的な計画の作成	中長期的な計画の作成	特定事業者の中長期的な計画の作成及び提出			
		第16条 定期の報告	定期の報告	毎年、経済産業大臣に報告			
27	ガス事業法	第106条 準用事業者の事業開始の届出	自ら製造したガスを使用する、供給する事業	経済産業大臣への届出	下水道建設課	下水処理場	
28	公衆浴場法 公衆浴場設置の基準等に関する条例	条例第5条(9) 条例第5条(17) 公衆浴場の管理	貯湯槽の清掃及び消毒 定期水質検査	年/1回実施 原水(年/1回)レジオネラ菌(年/2回)	運輸観光課	マイントピア別子	
29	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第4条 建築物環境衛生管理基準	特定建築物の維持管理 清掃、空気環境測定、害虫駆除、水質検査等	建築物環境衛生管理基準	運輸観光課 美術館	マイントピア別子 あかがねミュージアム	
30	旅館業法 旅館業法施行条例	旅館業法第3、4、5、6、7条 旅館業法施行条例第4、5条2	衛生措置、構造設備の基準順守	政令で定める基準の順守、公衆衛生上の措置	運輸観光課	ゆらぎの森	
31	食品衛生法 食品衛生法施行条例	第48条 食品衛生管理者の設置 第52条 営業許可申請	食品衛生管理者の設置 営業許可申請	県知事への届出 県知事の許可	運輸観光課	ゆらぎの森	
32	土壌汚染対策法	第4条 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査	面積が環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更について 届出、調査	県知事への届出 土壌の調査	道路課	道路課	